

市立秋田総合病院改築基本構想策定委員会設置要綱

平成28年8月29日
理事長決裁

(設置)

第1条 市立秋田総合病院改築基本構想（以下「基本構想」という。）の策定にあたり、新病院建設について検討するため、市立秋田総合病院改築基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) その他病院改築に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域の保健・医療・福祉団体の代表者
- (2) 医療に関し学識経験を有する者
- (3) 地方公共団体の職員
- (4) 地域住民
- (5) 理事長の指名する理事
- (6) 前5号に掲げる者のほか、理事長が必要と認める者

2 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱のときから基本構想の策定が完了するときまでとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、委員が委員会を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画部経営企画室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。